

石川県社会人サッカー連盟規約

第1章 (総則)

第1条 この団体は、石川県社会人サッカー連盟と称する。(以下、本連盟という。)

第2条 本連盟は、(社)石川県サッカー協会の統轄を受ける。

第3条 本連盟の事務局は事務局長宅におく。

第2章 (目的)

第4条 本連盟は、加盟チーム相互の協調と親睦を図ることにより、石川県社会人サッカーの向上発展を期するとともに、加盟各チームが地域社会と密接な関係を結び、地域に根ざした活動を行うことによりサッカーを通じ石川県のスポーツ文化の普及及び振興に資することを目的とする。

第3章 (事業)

第5条 本連盟は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 石川県フットボールリーグ、地区リーグ、ルーキーリーグ
- (2) 全国社会人サッカー選手権大会石川県大会
- (3) 全国クラブチームサッカー選手権大会石川県大会
- (4) 北信越社会人サッカー連盟の運営に関連する事業
- (5) 県内社会人選手の強化、審判員の養成、指導者の研修に必要な事業
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 (組織)

第6条 本連盟は、Jリーグ、及び大学・高専サッカー連盟加盟・専門学校連盟のチームを除く、財団法人日本サッカー協会登録の第1種加盟のチームで構成する。

第7条 本連盟は、第4条の目的の趣旨に不適當なチーム及び第5条の事業の遂行に妨げとなるチームは組織の一員としない。

第5章 (委員ならびに役員)

第8条 本連盟は、加盟チームより各1名の委員をおく。

- (1) 委員は、加盟チームより推薦された者とする。
- 2 委員は、委員総会を構成する。

第9条 本連盟は、次の区分により、理事をおく。

- (1) (社)石川県サッカー協会理事の内、社会人連盟担当から 若干名
- (2) (社)石川県サッカー協会審判委員会から 1名
- (3) 日本フットボールリーグ加盟チームから 若干名
- (4) 北信越フットボールリーグ1部加盟チームから 若干名
- (5) 北信越フットボールリーグ2部加盟チームから 若干名
- (6) 石川県フットボールリーグ1部加盟チームから 若干名
- (7) 石川県フットボールリーグ2部加盟チームから 若干名
- (8) 石川県フットボールリーグ3部加盟チームから 若干名
- (9) 石川県フットボールリーグ地区リーグ加盟チームから 若干名

2 理事長の推薦によって、第5条の事業を推進し本連盟の発展に貢献する者又は本連盟の発

展に功労のあった者を、委員総会の承認を経て、理事とすることができる。

3 理事は、理事総会を構成する。

第10条 本連盟は、理事の中から次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名以内
- (5) 常任理事 6名以内 (内1名は事務局長)
- (6) 監事 2名以内

2 本連盟には、ほかに名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

第11条 役員は、理事会において次により選出する。

(1) 会長、副会長及び、理事長は理事総会において選出する。

(2) 副理事長、常任理事は、理事総会の議を経て、会長が委嘱する。

2 名誉会長、顧問、参与及び監事は理事総会の議を経て会長が委嘱する

第12条 理事長、副理事長、常任理事は常任理事会を構成する。

第13条 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事長は、全般的業務を遂行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

5 常任理事は、業務を分担処理するとともに常任理事会においては重要事項の審議をする。

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

第6章 (会議)

第15条 本連盟は次の会議をおく。

- (1) 委員総会
- (2) 理事総会
- (3) 常任理事会

第16条 委員総会は、毎年3月末までに会長が招集する。

2 臨時委員総会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上が会議の開催を請求したとき、会長が招集する。

第17条 委員総会は、委員の2分の1以上の出席が無ければ成立しない。

2 委員総会に出席できない委員は、他の委員に議決権を委任することができる。

3 白紙委任の場合は、会長に議決権を委任したものとする。

4 提出された委任状は、委員総会出席数に含む。

5 委員総会における議決は、出席総数の3分の2以上をもって決する。

6 会議の議長には、会長が就任する。

第18条 委員総会は、次の事項を審議し決議する。

- (1) 役員の推挙、選出
- (2) 事業計画、事業報告
- (3) 予算、決算
- (4) その他、決議を要する重要事項

第19条 理事総会は、毎年1回以上2月末までに会長が招集する。

2 臨時理事総会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上が会議の開催を請

求したとき、会長が招集する。

第20条 常任理事会は、業務の円滑な処理のために必要に応じ随時、会長が招集する。

2 常任理事会の決定事項は理事総会宛の議事録として記録し、次回理事総会において報告をしなければならない。

第21条 理事総会及び常任理事会の規定においては、第17条及び第18条の規定を準用する。

2 この場合において、「委員総会」及び「会長」ならびに「委員」とあるところは、それぞれ「理事総会」及び「理事長」ならびに「理事」と読み替えるものとする。

第7章（会計）

第22条 本連盟の会計は、次により支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

第23条 本連盟の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第24条 本連盟は、理事会の決議により特別会計を設けることができる。

第8章（専門部会）

第25条 本連盟は、業務処理のため次の専門部会をおき、それぞれ部会担当理事が運営する。

- (1) 規律フェアプレー委員会
- (2) 競技運営部会
- (3) 技術部会
- (4) 審判部会
- (5) 事務局部会
 - ・財務
 - ・総務
 - ・資格登録

第9章（附則）

第26条 本連盟は、円滑な運営のため理事会により、別に細則を定める。

第27条 本規約は、委員総会の議決を経ない限り、改廃することができない。

第28条 旧規約は、本規約の施行をもって廃棄される。

平成9年4月1日改正

平成14年4月1日改正

平成18年4月1日改正

平成22年4月1日改正

規 約 細 則

1. 専門部会

規約第 25 条に規定する部会は、次の業務を行なう。

(1) 規律フェアプレー委員会

イ. 本連盟の主催する総ての業務における懲罰事項・表彰事項の報告及び審議を行なうとともに、それらの処分及び表彰の決定を行なう業務。
規律フェアプレー委員長は当連盟理事長が兼務する。

ロ. 委員会の構成は、次のとおりとする。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 理事長
- 四 副理事長
- 五 事務局長
- 六 審判部会担当理事
- 七 常任理事より若干名

(2) 競技運営部会

各種競技会を円滑に運営する業務。

イ. 大会運営

- 一 北信越フットボールリーグ県リーグ決勝大会（石川県開催時）
- 二 全国社会人サッカー選手権北信越大会（石川県開催時）
- 三 全国社会人サッカー選手権石川県大会
- 四 全国クラブチーム選手権北信越大会（石川県開催時）
- 五 全国クラブチーム選手権石川県大会

ロ. リーグ運営

- 一 日本フットボールリーグ（石川県開催時）
- 二 北信越フットボールリーグ（石川県開催時）
- 三 石川県フットボールリーグ（1部・2部・3部）
- 四 石川県フットボールリーグ地区リーグ（各地区）
- 五 石川県フットボールリーグルーキーリーグ

(3) 技術部会

選手の競技力向上強化に関する業務又は研修、及び指導者の養成研修、ならびにスポーツ障害や外傷の予防研修に関する業務。

(4) 審判部会

本連盟の審判員を統括し、審判員の指導育成及び審判技術の向上を図る業務。

イ. 加盟チームに対するルール解釈の指導及びルール改正の周知徹底

ロ. 部会長は、審判委員会を設置し業務を遂行する

(5) 事務局部会

イ. 財務

予算、決算に関する事項

ロ. 総務

総務、広報、企画に関する事項

ハ. 資格登録

加盟チーム及び選手の登録ならびに移籍に関する事項、出場選手の資格審査

ニ. 事務局には、次の書類または帳簿を備え付けておく。

- 一 登録関係書類
- 二 金銭出納長
- 三 各事業関係書類
- 四 そのほか保管すべき帳票類

2. 顧問

規約第 11 条 2 項に規定する顧問は、(社)石川県サッカー協会会長及び(社)石川県サッカー協会専務理事とする。

3. 連盟会費及びリーグ参加費は次のとおりとする。

(1)

	連盟会費	リーグ参加費	試合球代金
JFL	25,000円		
IFL 1部	25,000円	25,000円	20,000円
IFL 2部	25,000円	20,000円	20,000円
IFL 3部	25,000円	15,000円	20,000円
地区リーグ	25,000円	10,000円	20,000円
ルーキーリーグ	25,000円	10,000円	20,000円
うち、6,000円は本連盟を経由して北信越社会人サッカー連盟に納入する			

(2) 新規加盟のチームは、初年度に限り新規加盟金として、別途30,000円を要する。

4. 加盟手続は、(財)日本サッカー協会により指定された、Web登録の方法に基づいて登録手続及び申請手続等を行なう。

5. 加盟チームが次の各号のひとつに該当するとき、規約第 19 条の規定により理事会を招集し、同第 21 条の規定による議決を経て、当該チームを除名することができる。

- (1) 規約第 6 条に該当しないとき、又は同第 7 条に該当するとき
- (2) 本連盟の名誉を、著しく傷つけたとき
- (3) 加盟諸費用を1年間以上滞納したとき

6. 旅費は、役員が職務の遂行に要する場合、(社)石川県サッカー協会の旅費規程に準じて連盟より支給する。ただし、北信越サッカー協会あるいは(社)石川県サッカー協会又は市町村サッカー協会等より支給された場合は、不足額のみ支給する。

7. 各大会要項及びリーグ要項は別途定める。

8. 一般会計より資金を繰り入れ、運用限度枠200万円の特別会計を設ける。

事務局は、一般会計に準じ特別会計収支計算書を作成し、監査を受けなければならない。

特別会計により、支弁する補助事業は次の各号とするが、その対象及び金額については都度案件ごとに理事会の議決を経なければならない。

- (1) 本連盟の発展に必要とされる支出で、指導者養成及び選手競技力向上ならびに審判員育成の事業に対する補助
- (2) 本連盟の加盟チーム及び選抜チームが全国大会に出場したときの補助
- (3) 国体成年男子チームが本国体に出場したときの補助
- (4) 本連盟の加盟チームが、「J リーグチャレンジサポート制度」を活用して、所定の様式により申請をし、承認された場合に支給する補助
 <制度詳細は、細則別紙「J リーグチャレンジサポート制度」による。>